会津若松市競争入札参加資格及び審査等における組織変更に係る事務取扱について

(平成23年12月27日決裁)

第1 趣旨

会津若松市の入札参加資格(以下資格という。)を認定された者が、資格有効期間中に会社合併等により組織の変更がなされた場合における資格承継の可否、事務手続き等について必要な事項を定める。

第2 定義

- 1 会社とは
 - 会社とは、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。(会社法2条1号)
- 2 合併とは

合併とは、複数の会社が一つになることをいう。

- (1) 新設合併…合併する当事会社すべてが消滅し、新たに設立された会社に吸収される形態
- (2) 吸収合併…一つの会社が存続し、ほかが消滅する形態
- 3 事業譲渡とは

事業譲渡とは、会社の事業の全部又は事業の重要な一部を契約により譲渡することをいう。

4 会社分割とは

会社分割とは、ひとつの会社を二つ以上に分けることである。

- (1) 新設分割…新設会社に営業を承継させる形態
- (2) 吸収分割…分割した営業を既存の会社に承継させる形態

第3 組織変更に係る資格の取扱いと必要書類

第2に掲げる定義に基づく入札参加資格の取扱い及び必要書類については以下のとおりとする。

1 合併

(1) 新設合併

ア 資格の取扱い

新設会社は合併前の資格を承継可(合併前に複数の会社が資格を有する場合は、いずれか一社が有する資格を引き継ぐ。それ以外の会社からは変更届の様式により、廃業の届けを提出させる。)。

イ 必要書類

- ①変更届
- ②合併契約書の写し
- ③株主総会の議事録
- ④合併新会社の定款
- ⑤入札参加資格審査申請書等(変更申請)及び新規登録にかかる書類一式

(2) 吸収合併~存続会社が資格を有する場合

ア 資格の取扱い

存続会社は、合併前に有していた資格を承継可。

イ 必要書類

- ①変更届
- ②合併契約書の写し
- ③株主総会の議事録
- ④合併新会社の定款
- ⑤入札参加資格審査申請書等(変更申請)及び新規登録にかかる書類一式

(3) 吸収合併~消滅会社が資格を有する場合

ア 資格の取扱い

存続会社は消滅する会社が合併前に有していた資格を承継可。

イ 必要書類

- ①変更届
- ②合併契約書の写し
- ③株主総会の議事録
- ④合併新会社の定款
- ⑤入札参加資格審査申請書等(変更申請)及び新規登録にかかる書類一式

2 事業譲渡

事業譲渡は、大きな業種区分すなはち建設業の全部等について行われることが原則である。ただし、事業の一部譲渡でも譲渡人の企業評価が譲受人に引き継がれることが合理的である場合はこの限りではない。

また、会社法第21条の規定により譲渡した営業については、譲渡人と譲受人は競業してはならないため、会津若松市内における当該事業において、競業しない実態を備えている必要がある。

(1) 譲渡人及び譲受人双方が資格を有する場合

ア 資格の取扱い

(譲渡人が譲渡した営業にかかる資格は消滅する(変更届の様式により、抹消の届け を提出させる。)。

譲受人は資格を承継可。

イ 必要書類

①変更届

※通常の業種の追加・抹消による処理。

(2) 譲渡人が資格を有しており譲受人が資格を有していない場合

ア 資格の取扱い

譲渡人が譲渡した営業にかかる資格は消滅する(変更届の様式により抹消の届けを提出させる。)。

譲受人は資格を承継可。

イ 必要書類

- ①変更届
- ②営業譲渡契約書の写し
- ③株主総会の議事録
- ④会社の定款
- ⑤入札参加資格審査申請書等(変更申請)及び新規登録にかかる書類一式

(3) 譲渡人が資格を有しておらず譲受人が資格を有している場合

ア 資格の取扱い

譲渡人は資格なし。

譲受人は資格を承継可。

イ 必要書類

①. 変更届

※通常の業種の追加による処理。

- 3 会社分割
- (1) 新設分割~分割元が資格を有している場合
 - ア 資格の取扱い

分割元の資格は消滅する。 分割先は資格を承継可。

イ 必要書類

- ①変更届
- ②分割契約書の写し
- ③株主総会の議事録
- ④会社の定款
- ⑤入札参加資格審査申請書等(変更申請)及び新規登録にかかる書類一式
- (2) 吸収分割~分割元分割先双方が「資格を有している」場合
 - ア 資格の取扱い

分割元の資格は消滅する。 分割先は資格を承継可。

イ 必要書類

- ①変更届
- ※通常の業種の追加・抹消による処理。
- (3) 吸収分割~分割元のみ資格を有する場合
 - ア 資格の取扱い

分割元の資格は消滅する。 分割先は資格を承継可。

イ 必要書類

- ①変更届
- ②分割契約書の写し
- ③株主総会の議事録
- ④会社の定款
- ⑤入札参加資格審査申請書等(変更申請)及び新規登録にかかる書類一式
- (4) 吸収分割~分割先のみ資格を有するの場合
 - ア. 資格の取扱い

分割元の資格は消滅する。 分割先は資格を承継可。

イ. 必要書類

- ①変更届
- ※通常の業種の追加による処理。

「会社分割」は、競業禁止義務を排除することも可能だが、入札参加資格の取扱上は分割元は当該営業を廃業したものとして扱う。ただし、営業部門を完全に区分することが可能な場合は、資格を継続することも可。

第4 個人事業者の資格承継

- 1 入札参加資格を有する個人から、営業を相続した相続人が入札参加資格も承継する場合の必要書類
 - ①変更届
 - ②身分証明書
 - ③営業証明書
 - ④事業承継についての申立書(任意)
- 2 入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産すべてを提供して設立した会社が、入札参加資格を承継する場合の必要書類
 - ①変更届
 - ②新会社の定款
 - ③入札参加資格審査申請書等(変更申請)及び、新規登録にかかる書類一式

附 則

(施行期日)

1 この事務取扱は、平成23年12月27日から施行する。